

# 不法滞在・不法就労防止にご協力を

我が国に不法残留する外国人の数は、平成5年(約29万9千人)をピークに減少してきたものの、平成26年から3年連続で増加し、現在は約6万5千人に及び、その大部分は不法就労しているものと見られています。

不法就労する外国人の存在は、日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしている一方で、劣悪な環境下での労働を強いられるなどの被害にあう事案も生じています。

そのため愛知県警では、出入国管理及び難民認定法違反【不法入国、不法在留、不法残留等】の積極的な取締りを実施しています。

～不法滞在者に関する情報等をお寄せ下さい～

## 雇用主・事業主のみなさまへ

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

### 1 不法滞在者が働くケース

(例) 密入国した人やオーバーステイの人が働く

### 2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) 留学生が許可を受けずにアルバイトをする

### 3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例) 外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

## ◎ 在留資格とは、

外国人が日本に入国する際に、「出入国管理及び難民認定法」に基づいて与えられる資格のことで、短期滞在、留学、就学、研修、永住者、日本人の配偶者等の27種類があります。

外国人は、与えられた在留資格、在留期間内において、国内での活動が認められます。



## 来日外国人に関するお問い合わせは



- ◆ 入国・在留等の手続についてのお問い合わせ  
外国人在留総合インフォメーションセンター  
名古屋市港区正保町5丁目18番地(名古屋入国管理局)  
Tel0570-013904
- ◆ 入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などのご案内  
法務省入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/>  
(英語版、中国語版、ポルトガル語版などもあります)
- ◆ 各種情報・トラブル・困りごとについての相談  
犬山警察署 Tel0568-61-0110